



ぶなの森 ニュース 2015年12月号



環境に関する最新的话题をピックアップ
してわかりやすくご提供していきます。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOTレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催 (JCCCAより)

11月30日から12月11日まで、フランス・パリで、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)、京都議定書第11回締約国会議(CMP11)が開催されました。今回の会議は、2020年以降の新しい温暖化対策の枠組みづくりを目指すものです。先進国・途上国・新興国間での責任の差異に関する合意形成、すべての国が参加する公平かつ実効的な新たな国際枠組みの合意に向けた国際交渉等が課題となりました。

(http://www.jccca.org/trend_world/conference_report/cop21/)

★2014年度温室効果ガス排出量(速報値)削減 (環境省より)

環境省と国立環境研究所は、2014年度の日本における温室効果ガス排出量(速報値)をとりまとめました。それによると、温室効果ガスの総排出量は13億6,500万トン(二酸化炭素(CO2)換算)で、前年度比3.0%減(2005年度比2.2%減、1990年度比7.5%増)でした。前年度比で減少したのは、2009年度以来、5年振りのことでした。

(<http://www.env.go.jp/press/files/ip/28579.pdf>)

★「生物多様性アクション大賞2015」授賞式開催 (UNDB-Jより)

生物多様性アクション大賞は2013年にスタートし、今年で3年目を迎えています。今年の授賞式は、12月11日に実施されました。生物多様性アクション大賞は、全国各地で行われている、生物多様性との関わりを生活の中でとらえるための5つのアクション(たべよう、ふれよう、つたえよう、まもろう、えらぼう)に取り組む団体・個人を表彰するものです。また、表彰後、積極的な広報を行うことで、生物多様性の主流化(メインストリーム化)へ貢献します。(<http://5actions.jp/award/>)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



平成27年度「地球温暖化防止月間」における取組について

地球温暖化防止月間の趣旨

多くの人々が地球温暖化防止のための行動を起こすきっかけとなるよう、国民、事業者、行政の各主体が一体となって「地球温暖化防止月間」に様々な取組を行います。

取組みの概要

【環境省が実施する取組例】

○地球温暖化防止活動環境大臣表彰

○賢い選択「COOL CHOISE（クールチョイス）」の推進

環境省では、関係省庁や様々な企業・団体・自治体等と連携のうえ、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」等、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す新しい国民運動「COOL CHOISE」を2015年7月1日から開始しました。

11月から3月には、その「賢い選択」のひとつとして、室温20℃で快適に過ごせる服装の実践等を呼びかける「ウォームビズ」を推進しています。

暖房消して 温かいところに集まろう



（ウォームビズロゴマーク）



（ウォームシェアロゴマーク）

【地方公共団体等が実施する取組例】

○うちエコいいね！節電チャレンジ2015冬（青森県）

○省エネチャレンジキャンペーン（秋田県）

○エコライフDAY埼玉2015（冬）（埼玉県）

○環境情報合同交流会～おおつ環境フェスティバル～（大津市）

○地域でキラリ☆ものづくりから環境学習講演会（兵庫県）

【地球温暖化防止活動推進センター等が実施する取組例】

○温暖化防止「あなたの街で伝え隊」（栃木県、栃木県地球温暖化防止活動推進センター）

出典：環境省 「平成27年度「地球温暖化防止月間」における取組について（お知らせ）」
<https://www.env.go.jp/press/101723.html>
(アクセス日:2015年12月4日)



持続可能な開発目標(SDGs)について

持続可能な開発目標 (SDGs) の概要

21世紀の国際社会の目標として貧困削減等を目指す「ミレニアム開発目標MDGs)」が今年、達成期限を迎えます。それにあたり、MDGsに代わる今後の目標として、国連加盟国は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の最終文書に、2015年8月に合意しました。貧困や環境等、17の目標と169項目の具体的な達成基準が盛り込まれています。

途上国の開発課題が中心だったMDGsに比べて、SDGsは持続可能なエネルギーの利用拡大、海洋資源の保護、気候変動対策等、先進国が自国での取組を求められる目標も多く盛り込まれています。SDGsは9月の国連総会で正式に採択され、2016年から2030年の新たな国際目標となっています。

SDGsにおいて、企業が果たす役割への期待は高まっており、企業はSDGsを意識した経営を行い、グローバルな企業価値を向上させることが期待されています。

◆持続可能な開発目標 (SDGs) の17分野



出典：国連開発計画（UNDP）ニュース「持続可能な開発目標（SDGs）採択までの道のり」
<http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/articles/2015/08/21/sdg.html>
(アクセス日:2015年12月4日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



分散型発電

分散型発電とは、地域で必要とされる電力を、小規模な発電所をいくつも設置してまかなう自立・分散型のエネルギー供給システムのことです。大規模な発電所で電気をつくり、送電線によって利用場所へ送る従来の集中型発電（集中型電源）に対してこう呼ばれています。

利用場所の近くで少しずつ発電して供給する形態は、エネルギーの地産地消を実現するシステムとして期待されています。

飛灰

飛灰とは、ごみ等を燃やして処理する時に発生する灰のうち、排ガス出口の集塵装置で集めたばいじんと、ボイラー等に付いて払い落とされたばいじんの総称のことです。焼却炉の底等から排出される主灰、いわゆる焼却灰と区別して飛灰と呼ばれています。

飛灰の発生量はごみ全量の約3%ですが、主灰に比べてダイオキシン類を多く含み、焼却施設から発生するダイオキシン類の約9割が、飛灰に由来するという報告もあります。

また、鉛や亜鉛、カドミウム等の低沸点重金属等も多く含むため、直接埋立て処分することができず、熔融固化、セメント固化、薬剤処理、酸その他溶媒による抽出法のいずれかによる中間処理（溶出防止）が義務づけられています。

ガスシステム改革

ガスシステム改革とは、ガス分野において市場の垣根を取り払う構造改革のことです。

ガス分野において家庭へのガス供給が一般ガス事業者には認められていない等の参入障壁が存在します。そのため、2014年4月のエネルギー基本計画で示された「市場の垣根を外していく供給構造改革」を推進するために、2015年6月にガス事業法が改正されました。

ガス事業法の改正により、小売参入の全面自由化、ライセンス制の導入、LNG基地の第三者利用、ガス導管網の整備促進、保安の確保、導管部門の中立性確保等が措置されました。全面自由化は2017年から、中立性確保は2022年4月から始まる予定です。

ぶなの森ニュース

2015年12月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 03-5290-3519(営業第二部)

ホームページアドレス: <http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

＜お客さまにご負担いただく手数料等について＞

＜わしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください＞

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ 購入時手数料

購入価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。

※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.62%（税抜1.50%）を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ 監査費用

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ その他の費用※

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。